



真剣なまなざし！ 救急車内を初めて見学

CONTENTS

- 新緑の白山スーパー林道 2
- すこやかだより 総合健康診査 4
- GW中の観光客入込実績 7
- 白川村民と大学生が交流 12



新緑の白山スーパー林道

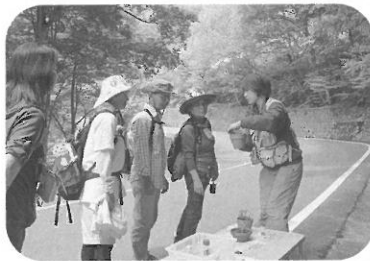


除雪作業頂上まであと少し

5月7日(月)社団法人岐阜県森林公社が管理する、白山スーパー林道の除雪作業が順調に行われていました。森林公社の協力のもと作業最前線までスーパー林道を上りましたが、この日は非常に天気も良く、頂上から約2km付近まで除雪作業が進んでいました。道路には多い場所で、高さ3m以上の雪の壁が残り、ブルドーザーやロータリー除雪車を使い県境の頂上を目指しました。

ネイチャーウォーキング・サイクリング

5月26日(土)、27日(日) 白山スーパー林道の開通を前に、イベントが開催されました。26日は



ネイチャーウォーキングが開催され、約1,000名の参加者がトヨタ白川郷自然学校をスタート地点に蓮如茶屋までの往復約13kmを歩きました。

新緑の中を歩いていくと、トヨタ白川郷自然学校のインタープリターが、所々で林道内の花の名前や、熊の生態、ブナの話など、クイズを交えて参加者を楽しませ、また蓮如茶屋では、北欧の伝統楽器などを使って演奏するドレックスキップのバンドが音楽で疲れた体を癒してくれました。ツアーバスで横浜から来た参加者は、



「ブナ林を間近で初めて見ました。大自然の空気がとても気持ちよかったです。」と話してくれました。翌27日には

サイクリングが開催され、日本各地から参加した約230名が寺尾駐車場から蓮如茶屋までの往復約19km、標高差750mを駆け抜けました。



白山スーパー林道一部開通

6月1日(金) 白山スーパー林道の開通式が行われ、関係者約80名が参加し安全を祈願しました。料金所から蓮如茶屋駐車場までの一部開通となりましたが、前日から並んで一番車となった土岐市の渡邊さんは、「白川の発展を願って毎年来ている。一番で走れることに感謝したい。」と話してくれました。また今年は、開通式入場記念として1番車から3番車の方に、高山工業高等学校建築インテリア科の生徒が製作した、木製の認定証が手渡されました。



蓮如茶屋から石川県境の三方岩駐車場までは、残雪が多いため、全線開通は6月中旬の予定です。7月1日(日)にはその雪を惜しんで雪おくり祭りを企画しています。

「ごみの処分」は村のルールを守りましょう

近年、村内の河川や山林等への「ごみの不法投棄」がしばしば見受けられ、今年の村内一斉美化運動でも大量の不法投棄を確認しました。

ごみの処分に困っていることがありましたら、役場又はリサイクルハウスへ相談いただき、むやみにごみを捨てないようにしましょう。



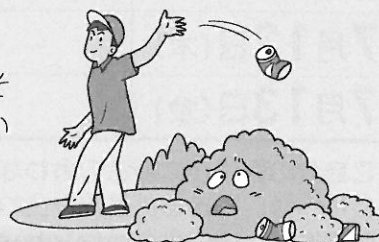
◇不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに捨てることは、廃棄物処理法で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科されます。不法投棄に関わった法人は、3億円以下の罰金に処せられます。

悪質な不法投棄には徹底的な調査を行い、警察に通報し、検挙・厳重注意を与えてごみを撤去させるなど、強い姿勢で対処しています。

◇土地所有者・管理者の皆様へ

不法投棄されたごみの処理について、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者・管理者の責任が発生しますので、ごみが捨てられないよう、また自分のごみを放置して誘因しないよう注意してください。



- 問い合わせ先 総務課 環境計画係 TEL 6-1311
リサイクルハウス TEL 6-1205

税務係からのお知らせ

「村・県民税」扶養控除 計算の見直しについて

平成24年度から、税制改正により「村・県民税」の扶養控除などの見直しが行われました。

よって、「村・県民税」の額が昨年までと大きく変わる場合があります。

扶養控除の見直し

- ・年少扶養親族（年齢16歳未満）に対する扶養控除33万円の廃止
- ・年齢16歳以上19歳未満の扶養親族に対する控除額を45万円から33万円に変更

同居特別障害者に対する障害者控除の見直し

- ・年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置が、特別障害者に対する障害者控除の額30万円に23万円を加算し、53万円とする措置に変更

その他にも、寄附金税額控除等の見直しがありますので分からないことがあればお聞きください。



- 問い合わせ先 総務課 税務係 TEL 6-1311

あこやがだより Vol.5



保健師
藤井諒子(左) 豊田留実(右)

平成24年度 総合健康診査のお知らせ

白川村の平成23年度特定健康診査受診率は約60%であり、岐阜県内の市町村では飛騨市に次いで**2番目**に高い受診率でした。特に60歳代の受診率が高く、多くの方に受診していただきました。ご自身の健康状態を知るために、1年に一度の健康診査を受診しましょう。



＋ 総合健康診査の日程

健診月日	受付時間	対象地区	場 所
7月 9日(月)	午前8:00～午前10:30	飯島、北部地区	旧白川小学校体育館
7月10日(火)	〃	鳩谷、戸島地区	〃
7月12日(木)	〃	荻町地区	〃
7月13日(金)	〃	南部地区	平瀬カルチャーセンター

※ご自分の健診日に都合の合わない方は、その他の健診日に来ていただいてもかまいません。
 ※会場へは、できるだけ乗り合わせてお越しになれるか、まめなカー・福祉バスをご利用ください。
 ※駐車場は、旧白小グラウンド（鳩谷）と平瀬カルチャーセンター前をご利用ください。

＋ 総合健康診査の内容

①健康診査

対象年齢	項 目	料 金
18歳～39歳	問診、尿検査、計測、血圧、血液、腹囲	900円
40歳～74歳	問診、尿検査、計測、血圧、血液、腹囲 心電図（必要時）、眼底検査（必要時）	1,000円
75歳以上	問診、尿検査、計測、血圧、血液	420円

②胸部レントゲン検査（肺がん含む）

対象年齢	項 目	料 金
40歳～69歳	胸部X-P	300円
	喀痰検査	300円
70歳以上	胸部X-P	100円
	喀痰検査	100円

③胃がん検診

対象年齢	料 金
40歳～69歳	700円
70歳以上	200円

④大腸がん検診

対象年齢	料 金
40歳～69歳	400円
70歳以上	100円

⑤前立腺がん検診

50歳から69歳の男性を対象に行います。
料金は200円です。

⑥歯科検診

全年令が対象です。虫歯や歯周病等の有無、お口の管理の仕方を相談いたします。
料金は無料です。



注 意

- ・検診当日は全員朝食を取らずに受診して下さい。
- ・尚、胃がん検診を受けられる方は禁煙です。
- ・基本健診受診票や検便は当日持参して下さい。

※この健診結果は健康管理以外には使用致しません。

●問い合わせ先 村民課 村民健康福祉係 TEL 6-1311

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

●保険証(被保険者証)を更新します

《7月31日まで・うすい青色》

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○ 割

有効期限 平成24年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成24年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
発効期日 平成○○年○○月○○日
交付年月日 平成○○年○○月○○日
一部負担金の割合 ○ 割

保険者番号 ○○○○○○○○
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

➔

《8月1日から・うすい緑色》

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏名 広域 太郎

一部負担金の割合 ○ 割

有効期限 平成25年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○ 平成25年7月31日
住所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和○○年○○月○○日
資格取得年月日 平成○○年○○月○○日
発効期日 平成○○年○○月○○日
交付年月日 平成24年8月1日
一部負担金の割合 ○ 割

保険者番号 ○○○○○○○○
保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、白川村に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成24年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証は、現在のうすい青色からうすい緑色に変更になります。

●平成24年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成24年度の保険料は平成23年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

●平成24年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成23年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」以下の世帯
2割軽減	「33万円(基礎控除額)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険※の被扶養者であった方

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険…
協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称。
(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。
口座振替によるお支払いを希望される方は、村民課までお問い合わせください。



●問い合わせ先 村民課 村民健康福祉係 TEL 6-1311

ひだ白川郷 WAON [ワオン] の寄附金を贈呈



5月21日(月) イオンリテール株式会社から、電子マネー「ひだ白川郷WAON(ワオン)」の寄附金として、1,036,331円が白川村へ贈呈されました。今回で2回目となり、白川村の合掌造り集落の保全活動などに活用してほしいと、代表してイオンリテール東海カンパニー名岐事業部の永山久美子部長から村長へ手渡されました。

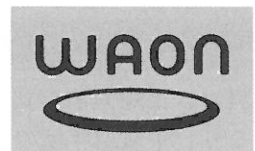
この電子マネー「WAONカード」は、イオンが管理運営するもので、世界遺産合掌造り集落をデザインした地域貢献型カードとして、買

いものをした収益の0.1%が白川村への寄附金となる仕組みです。いただいた寄附金は、「世界遺産白川郷合掌集落保存基金」に積み立て、貴重な世界遺産合掌造り集落の保全に活用させていただきます。

また今回の贈呈式では、寄附金の取組みに敬意を表し、村長より感謝状を手渡しました。



世界遺産ひだ白川郷WAONカードは、
白川村の観光案内所やお土産店など10数ヶ所、
および中部エリアを中心としたイオンのお店など
で購入することができます。



↑このマークがある店舗で
利用できます。

小白川・島地区で出土した石器を寄贈



5月8日(火)岐阜女子大学瀬ノ上裕准教授より、小白川家廻跡遺跡で出土した「擦切り磨製石斧」や「石皿」・島中通跡遺跡で出土した「石台」など石器45点を、教育委員会へ寄贈いただきました。この石器は、村史にも掲載される貴重なもので、先生の祖父瀬ノ上定五郎氏が、昭和3年に白川小学校長として勤務していた間に各地区で採取し、大事に保管していたものです。

今回、「村の貴重な文化財として保管していただき、研究や教育の題材に利用してほしい。」と、教育長へ手渡されました。